



島根県報

平成24年10月16日（火）

第2,436号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

【告 示】

換地処分 (農 村 整 備 課) 2

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 2

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件） (中 小 企 業 課) 3

土地収用法の規定による事業の認定 (用 地 対 策 課) 5

【公 告】

平成25年及び平成26年における庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札参加者の資格審査の実施 (管 財 課) 7

平成25年及び平成26年における庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加者の資格審査の実施 (") 9

公共測量の実施 (用 地 対 策 課) 10

【正 誤】

平成19年3月27日付け島根県報第1,865号中 (道 路 維 持 課) 10

平成21年2月27日付け島根県報号外第23号中 (") 11

公布された条例等のあらまし

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第88号）

1 規則の概要

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の改正に伴う引用する条項の整理（第3条・様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第88号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

様式第1号中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第558号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成24年9月18日付けで県営土地改良事業に係る大原地区日向工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第559号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町下久野649、685－1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第560号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町小馬木2057-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第561号

平成24年島根県告示第484号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス塩冶東店 出雲市上塩冶町2652番1外1筆

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺は、歩行者・自転車の通行も多い場所である。よって、車両が店舗駐車場から道路へ出る際の歩行者等との接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る

		環境にしておく必要があるため。
2	県道多伎江南出雲線に接する出入口には、駐車場から出る車両に対し「右折禁止」の注意看板及び路面表示を設置し、左折のみの流出を徹底すること。	立地予定地周辺の県道多伎江南出雲線は、中央部分が縁石で分離されているため、店舗駐車場からは右折で県道に出ることができず、誤って右折で出ると逆走のおそれがあるため。
3	夜間に行われる荷さばき作業について、届出書記載の騒音対策に合わせ作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。	周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
4	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
5	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。なお、工事着手前に道路河川維持課職員と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第562号

平成24年島根県告示第495号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス白枝店 出雲市白枝町字南芦田953外3筆

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺は、歩行者・自転車の通行も多い場所である。よって、車両が店舗駐車場から道路へ出る際の歩行者等との接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。
2	夜間に行われる荷さばき作業について、届出書記載の騒音対策に合わせ作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。	周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
3	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。

	は、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	
4	<p>工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。</p> <p>汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。なお、工事着手前に道路河川維持課職員と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。</p>	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第563号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 起業者の名称

社会福祉法人雲南ひまわり福祉会

2 事業の種類

共同生活事業所・短期入所事業所整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県雲南市木次町東日登地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県雲南市木次町東日登地内における1,816平方メートルの土地を全体計画区域とする「共同生活事業所・短期入所事業所整備事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第4号の2に基づく第2種社会福祉事業に該当する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人雲南ひまわり福祉会（以下「起業者」という。）は、平成19年12月9日及び平成21年10月18日開催の理事会及び評議員会において本件事業を施行することを決定している。また、本件事業に必要な資金については、自己資金、平成25年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び雲南市障害者ケアホーム・グループホーム整備事業費補助金により確保される見込みである。

したがって、起業者は本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められ、本件事業は、法第20条第2号の要件を

充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

起業者は、平成16年度から共同生活事業（共同生活介護事業及び共同生活援助事業）及び短期入所事業を開始したが、民家に修繕を加えた施設での事業展開であったため、施設のバリアフリー化が不十分であり、プライバシーの確保も困難であることから早急に設備を改善する必要性が生じている。さらに、開設して間もなく共同生活事業所は6名の定員に達し新規入所者の受入れが困難となったが、施設の増改築による定員拡充は望めず、入所待機者の一部は短期入所事業所を利用しながら共同生活事業所に空床が生じる時期を待っており、既存施設のほかに新たな受入れ施設を設けざるを得ない状況にある。

本件事業の完成により、既存施設では不十分であったバリアフリー化やプライバシーの保護が図られるとともに、新規入所者の受入れが可能になることなどから雲南市における障害者福祉施策の推進に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業地が農地に隣接することから排水・雨水対策を実施するとともに、日照を考慮した施工をすることとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が雲南市教育委員会へ行った照会によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられないとの回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、雲南市において障害を抱える者の地域生活移行が円滑に行われるための生活の場を確保することを目的に共同生活事業所及び短期入所事業所を新築整備する事業であり、本件事業の事業計画は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の規定を満たしている。

また、本件事業に係る起業地については、バックアップ施設との近接性や通所施設利用者の利便性を考慮し、雲南市木次町東日登地内の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、土砂災害警戒区域外であること、造成が容易であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、既存施設はバリアフリー化やプライバシーの確保が不十分であること、施設の空床不足により入所待機者の一部は短期入所事業所のみ利用に制限されていることから、できるだけ早期に新たな受入れ施設の新築整備を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の

範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

雲南市役所（長寿障がい福祉課）

公 告

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号。以下「要綱」という。）に基づき、平成25年及び平成26年における庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 資格審査の対象となる業務

- (1) 庁舎の清掃業務
- (2) 庁舎の機械警備業務
- (3) 庁舎の警備員警備業務
- (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
- (5) 庁舎の害虫等防除業務
- (6) 庁舎の浄化槽保守点検業務
- (7) 庁舎の浄化槽清掃業務
- (8) 庁舎の廃棄物処理業務
- (9) 庁舎の空調機器保守点検業務
- (10) 庁舎の昇降機保守点検業務
- (11) 庁舎の消防用設備点検業務
- (12) 庁舎のオイルタンク清掃点検業務
- (13) 庁舎の電気設備保守点検業務
- (14) 庁舎の電話交換設備保守点検業務
- (15) 庁舎のボイラー保守点検業務

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- ウ 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- エ 営業経歴書
- オ 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- カ 印鑑証明書又はその写し
- キ 法人にあつては、財務諸表及び財産目録

- ク 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- ケ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- コ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
- サ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
- シ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
- ス 国際標準化機構が定める規格ISO14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- セ 90円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒
- ソ アからセまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

なお、登記事項証明書、身分証明書、国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書並びに印鑑証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

(2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 書類の受付期間

ア 平成24年10月17日（水）から同年11月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

郵送の場合は、平成24年11月2日（金）までの消印があるものを有効とする。

イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課庁舎管理グループ

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法

(1) 交付開始日 平成24年10月17日

(2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。

5 登録の有効期間

平成25年1月1日から平成26年12月31日まで

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書により申請者に通知する。

7 競争入札に参加できない者

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 国税及び島根県における県税を滞納している者

(5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階
島根県総務部管財課庁舎管理グループ
電話 0852-22-5046 F A X 0852-22-6037

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号。以下「要綱」という。）に基づき、平成25年及び平成26年における庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 資格審査の対象となる業務

庁舎の電気供給業務

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- ウ 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- エ 営業経歴調書
- オ 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- カ 印鑑証明書又はその写し
- キ 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- ク 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- ケ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- コ 80円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒
- サ アからコまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

なお、登記事項証明書、国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書並びに印鑑証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

(2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び営業経歴調書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 書類の受付期間

ア 平成24年10月17日（水）から同年11月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

郵送の場合は、平成24年11月2日（金）までの消印があるものを有効とする。

イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課庁舎管理グループ

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法

(1) 交付開始日 平成24年10月17日

(2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。

5 登録の有効期間

平成25年1月1日から平成26年12月31日まで

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書より申請者に通知する。

7 競争入札に参加できない者

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税及び島根県における県税を滞納している者
- (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課庁舎管理グループ

電話 0852-22-5046 F A X 0852-22-6037

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成24年10月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（2級基準点・3級基準点・3級水準測量）

2 作業期間

平成24年9月20日から平成25年2月20日まで

3 作業地域

浜田市、益田市

正**誤**

平成19年3月27日付け島根県報第1,865号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤		正	
5	島根県告示第246号の表中	14.00～ 73.00	75.00	14.00～ 73.00	70.00
		8.20～ 57.00	150.00	8.20～ 57.00	154.00

平成21年2月27日付け島根県報号外第23号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第123号 の表中	480.00	376.00